

(R7.4.1～)

開発行為の申請等に必要な添付書類が追加されます

国土交通省から、技術的助言（令和5年6月19日付）が発出されたことを受け、本市における開発行為の申請等に必要な書類が追加されます。

対象手続

- ◆法第29条第1項関係
- ◆法第35条の2第1項関係
- ◆法第45条関係



対象行為

- ① 非自己（業務・居住）用
 - ② 1ha以上の自己業務用
 - ③ 1ha未満の自己業務用 又は 自己居住用 で、かつ「宅地造成及び特定盛土等規制法」第12条第1項の許可を要する場合
- ※③については令和7年5月26日から※

追加書類

暴力団員等に該当しないことの誓約書

※参考様式は市HPよりダウンロードできます→



改正施行日

令和7年4月1日

問合せ先

○開発許可に関する相談について（土地の存する区により相談先が異なります）

【西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区】

北部都市計画事務所 都市計画指導課

電話：048-646-3184(西区・北区・大宮区・見沼区)・048-646-3185(岩槻区)

FAX：048-646-3189

【中央区・桜区・浦和区・南区・緑区】

南部都市計画事務所 都市計画指導課

電話：048-840-6184・048-840-6185

FAX：048-840-6189

※令和7年4月1日から北部及び南部都市計画事務所は都市計画部へ再編されます

○チラシ作成

都市計画部 都市計画課 電話：048-829-1428／FAX：048-829-1979